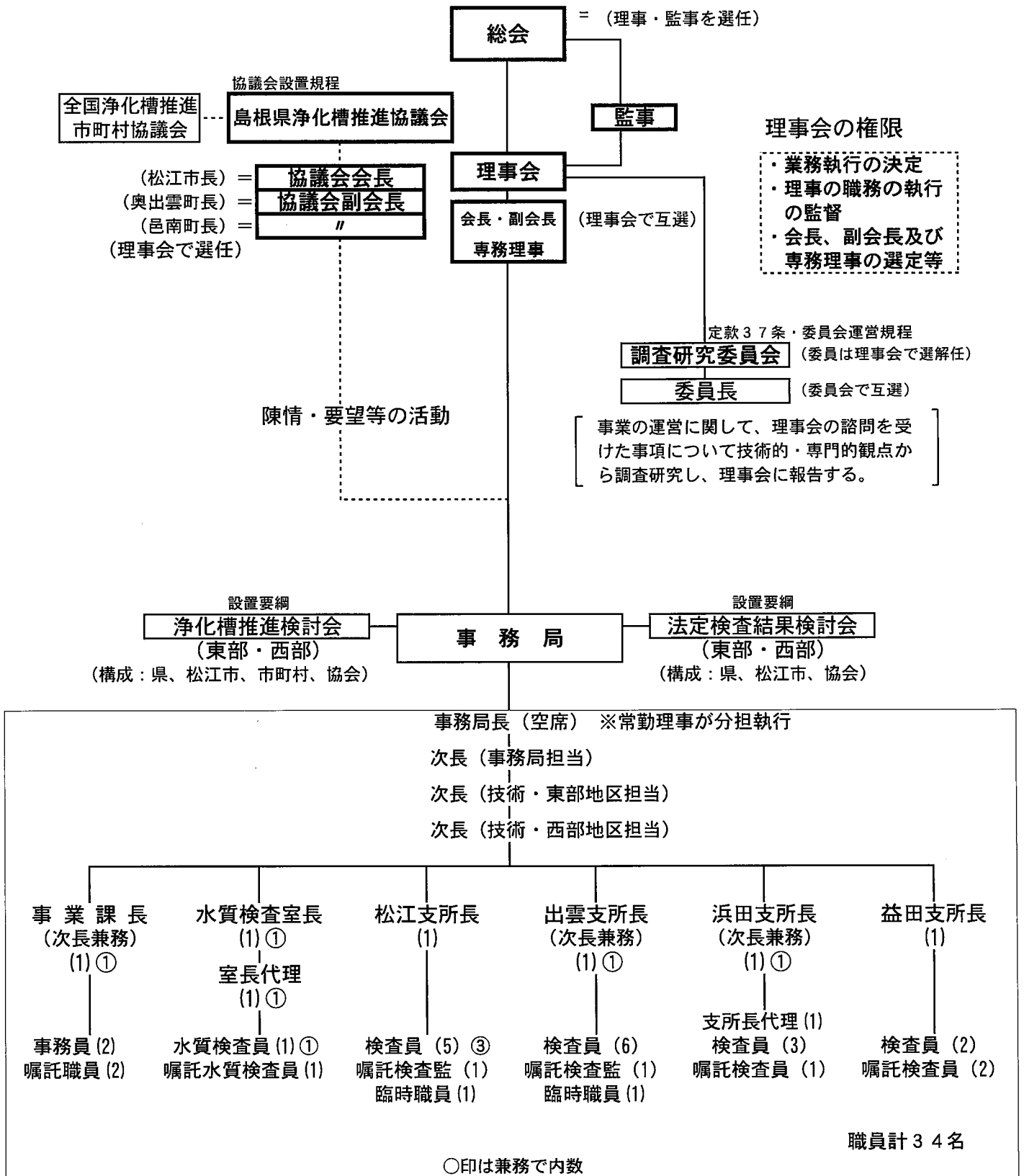


公益社団法人 島根県浄化槽普及管理センター 組織図

(R 8. 4. 1)



全国浄化槽推進市町村協議会

協議会設置規程  
島根県浄化槽推進協議会

(松江市長) = 協議会会長  
(奥出雲町長) = 協議会副会長  
(邑南町長) = //  
(理事会で選任)

陳情・要望等の活動

理事会の権限

- ・業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・会長、副会長及び専務理事の選定等

定款37条・委員会運営規程  
調査研究委員会 (委員は理事会で選解任)

事業の運営に関して、理事会の諮問を受けた事項について技術的・専門的観点から調査研究し、理事会に報告する。

設置要綱

浄化槽推進検討会 (東部・西部)  
(構成：県、松江市、市町村、協会)

設置要綱

法定検査結果検討会 (東部・西部)  
(構成：県、松江市、協会)

事務局長 (空席) ※常勤理事が分担執行  
次長 (事務局担当)  
次長 (技術・東部地区担当)  
次長 (技術・西部地区担当)

事業課長 (次長兼務) (1) ①  
事務員 (2)  
嘱託職員 (2)

水質検査室長 (1) ①  
室長代理 (1) ①  
水質検査員 (1) ①  
嘱託水質検査員 (1)

松江支所長 (1)  
検査員 (5) ③  
嘱託検査監 (1)  
臨時職員 (1)

出雲支所長 (次長兼務) (1) ①  
検査員 (6)  
嘱託検査監 (1)  
臨時職員 (1)

浜田支所長 (次長兼務) (1) ①  
支所長代理 (1)  
検査員 (3)  
嘱託検査員 (1)

益田支所長 (1)  
検査員 (2)  
嘱託検査員 (2)

職員計 34名

○印は兼務で内数